

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		税率 6.24 % 適用分	税率 7.8 % 適用分	合計 C	
		A	B	(A+B)	
課税売上額 (税抜き)	①	円	円	円	
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額 (① + ② + ③)	④			※第一表の④欄へ	
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額 (⑤ + ⑥)	⑦			※第一表の④欄へ	
課税売上割合 (④ / ⑦)	⑧			[%]	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑨				
課税仕入れに係る消費税額	⑩				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑪				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬			※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭		(⑬B欄×7.8/100)		
課税貨物に係る消費税額	⑮				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯				
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑮+⑯±⑰)	⑰				
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	⑱				
課5課95 税億% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 合場 がは 合	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲			
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑳			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑲)+(⑳×④/⑦)]	㉑			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑱×④/⑦)	㉒				
控除 調 整 額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔			
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕			
差 引	控除対象仕入税額 [(⑱、㉑)又は㉒の金額]±㉓±㉔±㉕の時	㉖	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	
	控除過大調整税額 [(⑱、㉑)又は㉒の金額]±㉓±㉔±㉕がマイナスの時	㉗	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	
貸倒回収に係る消費税額	㉘		※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑨、⑩及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 3 ⑩及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ⑨、⑩及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載します。
- (3) 上記(2)に該当する場合には、⑩、⑫及び⑭欄には、仕入対価の返還等の金額に係る消費税額を控除した後の金額を記入します。
- (4) ⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。